

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和7年8月19日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 開催の日時 令和7年9月18日（木曜日）午前9時30分から午後4時30分まで
- 2 開催の場所 仲多度郡まんのう町新目823 香川県森林センター
- 3 受講対象者 林業種苗の生産事業を行おうとする者
- 4 講習の科目及び時間
 - （1） 種苗に関する法令 2時間
 - （2） 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - （3） 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 5 受講手続その他
 - （1） 受講しようとする者は、林業種苗生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料14,000円に相当する額の香川県証紙を貼り付け、受付期間内に香川県環境森林部森林・林業政策課に提出すること。
 - （2） 受付期間は令和7年8月19日（火）から令和6年9月9日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）とし、その受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - （3） この講習会に関する問合せは香川県環境森林部森林・林業政策課（電話番号087-832-3459）に行うこと。